

韓国知的財産権関連年次レポート

I. 直近6年間の該当国の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

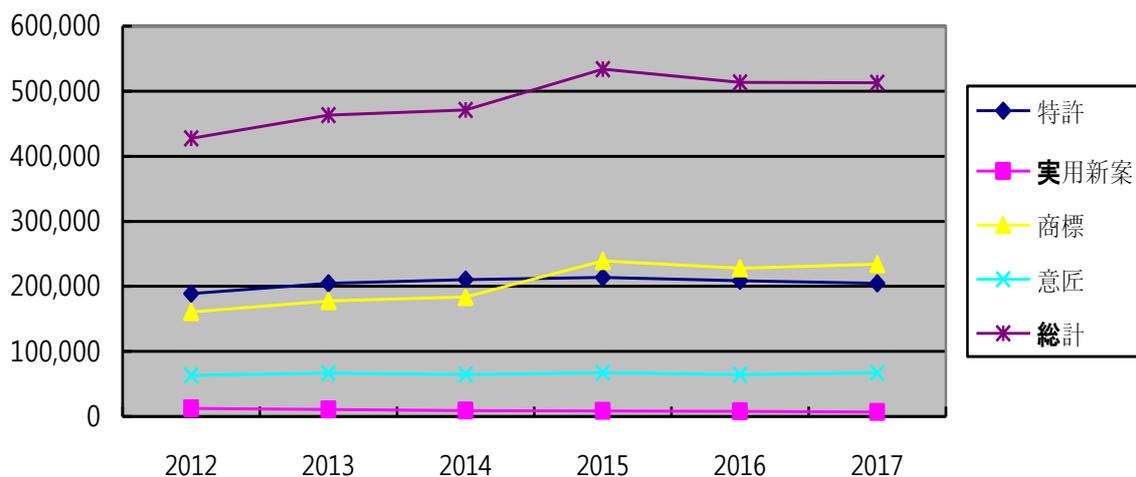
2012年から最近6年間の韓国における知的財産権に関する統計情報は次のとおりです(ご参考までに、日本中小企業の出願及び登録に関する統計資料は見つかりませんでした)。

1. 出願統計

1) 韓国総出願統計

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2012	188,915	12,424	63,135	(65,469)	132,522	(160,447)	396,996	(427,255)
2013	204,589	10,968	66,940	(70,054)	147,667	(177,685)	430,164	(463,296)
2014	210,292	9,184	64,345	(67,586)	150,226	(183,815)	434,047	(470,877)
2015	213,694	8,711	67,954	(72,190)	185,443	(239,334)	475,802	(533,929)
2016	208,830	7,767	65,659	(69,325)	181,606	(227,762)	463,862	(513,684)
2017	204,775	6,809	63,453	(67,374)	182,918	(233,892)	457,955	(512,850)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



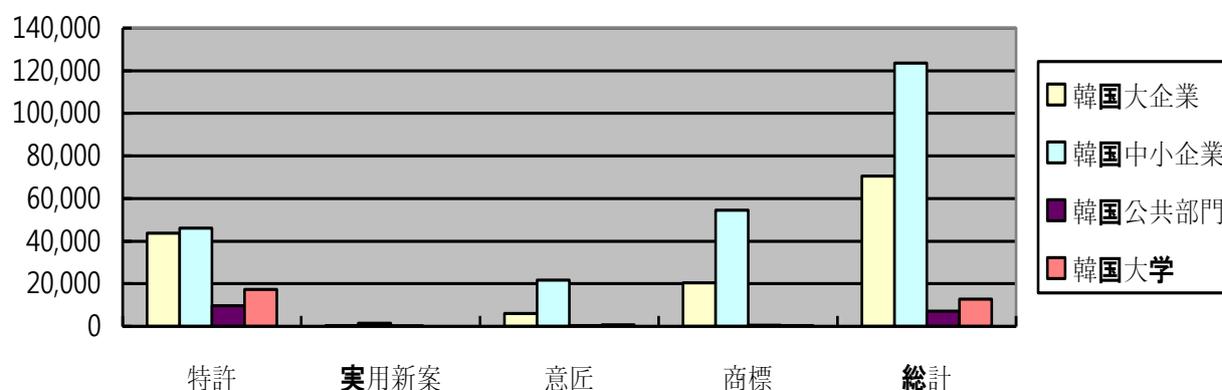
※ 複数意匠、多類商標基準

2) 韓国企業、公共、大学出願

2018年から韓国企業、公共部門、大学の出願統計が集計されています。主要内容は次のとおりです。

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国大企業	43,696	375	6,001	20,456	70,528
韓国中小企業	46,105	1,369	21,685	54,452	123,611
韓国公共部門	9,682	118	336	530	7,139
韓国大学	17,385	50	683	385	12,802

※ 件数基準

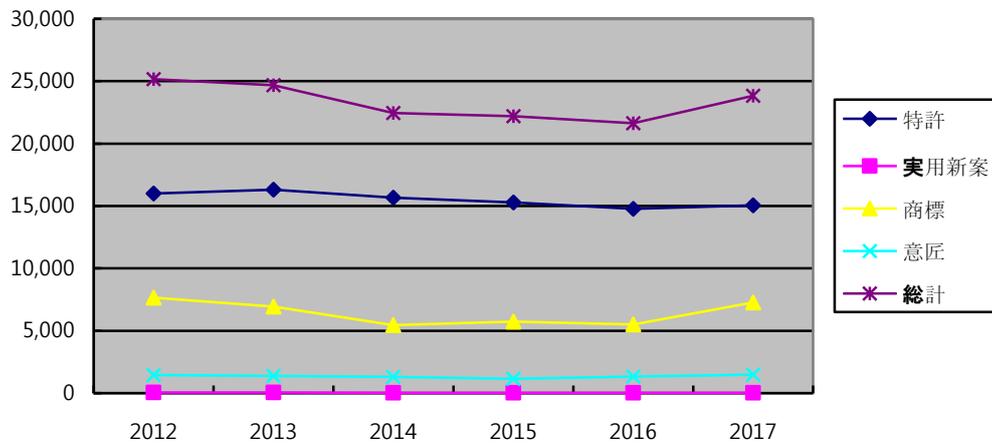


※ 件数基準

3) 日本出願統計

年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2012	16,004	48	1,427 (1,470)	4,288 (7,652)	21,767 (25,174)
2013	16,299	44	1,306 (1,391)	3,810 (6,930)	21,459 (24,664)
2014	15,653	35	1,151 (1,311)	3,131 (5,461)	19,970 (22,460)
2015	15,283	29	931 (1,153)	3,185 (5,727)	19,428 (22,192)
2016	14,773	32	1,037 (1,324)	3,096 (5,492)	18,938 (21,621)
2017	15,044	15	1,173 (1,495)	3,527 (7,267)	19,759 (23,821)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



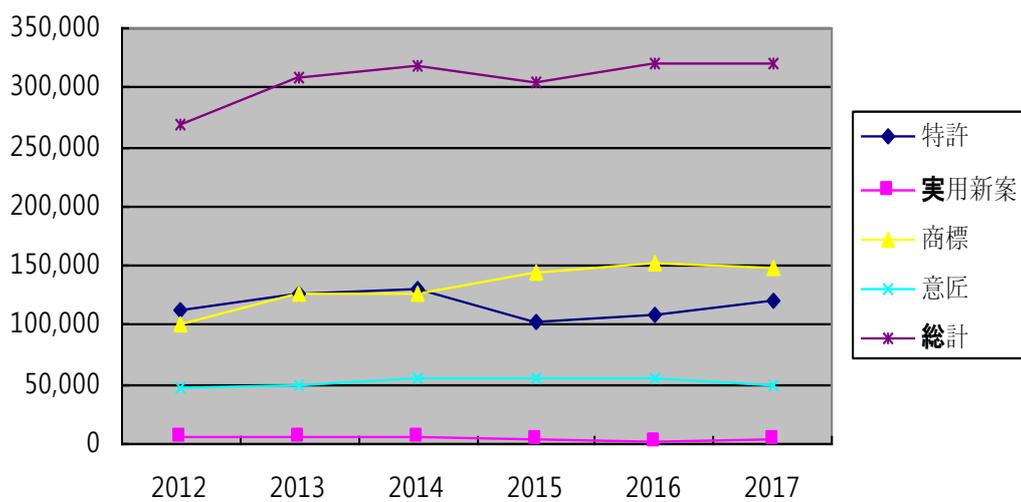
※ 複数意匠、多類商標基準

2. 登録統計

1) 韓国総登録統計

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
				()		()		()
2012	113,467	6,353	46,146	(47,670)	77,903	(101,566)	243,869	(269,056)
2013	127,330	5,959	47,308	(49,039)	100,094	(125,846)	280,691	(308,174)
2014	129,786	4,955	54,010	(56,332)	99,791	(126,938)	288,542	(318,011)
2015	101,873	3,253	54,551	(54,689)	114,747	(144,990)	274,424	(304,805)
2016	108,875	2,854	55,602	(55,621)	119,255	(152,165)	286,586	(319,515)
2017	120,662	2,993	49,293	(49,293)	116,708	(147,350)	289,656	(320,298)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



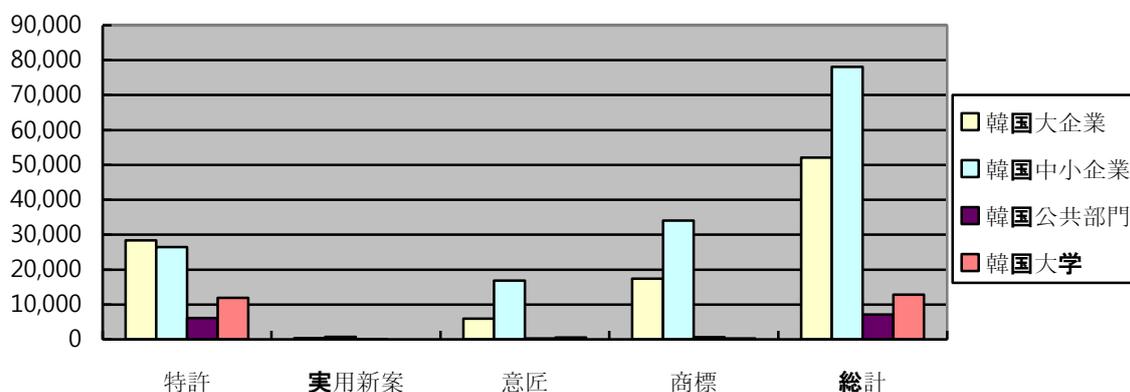
※ 複数意匠、多類商標基準

2) 韓国企業、公共、大学登録(2017年)

2018年から韓国企業、公共部門、大学の登録統計が集計されています。主要内容は次のとおりです。

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国総登録	120,662	2,993	49,293	116,708	289,656
韓国企業(中小企業含む)	54,831	1,148	22,796	51,430	130,205
韓国大企業	28,413	387	5,930	17,365	52,095
韓国中小企業	26,418	761	16,866	34,065	78,110
韓国公共部門	6,163	82	291	603	7,139
韓国大学	11,867	35	586	314	12,802

※ 件数基準

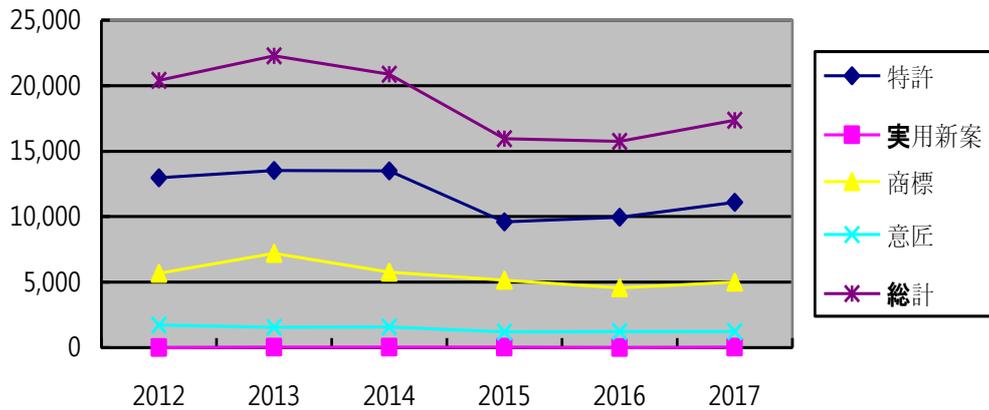


※ 件数基準

3) 日本登録統計

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2012	12,980	12	1,671	(1,718)	3,128	(5,680)	17,791	(20,390)
2013	13,514	36	1,473	(1,546)	4,107	(7,190)	19,130	(22,286)
2014	13,499	19	1,513	(1,567)	3,247	(5,777)	18,278	(20,862)
2015	9,615	16	1,187	(1,199)	2,958	(5,116)	13,776	(15,946)
2016	9,962	14	1,225	(1,225)	2,606	(4,562)	13,807	(15,763)
2017	11,081	27	1,242	(1,242)	2,633	(4,997)	14,363	(17,347)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



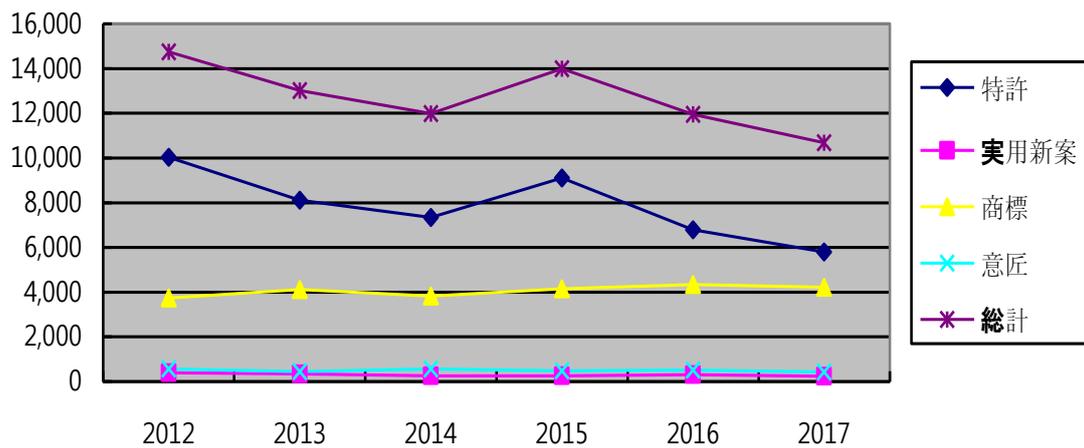
※ 複数意匠、多類商標基準

3. 審判統計

1) 韓国総審判統計

年度	特許	実用新案	商標		意匠		総計	
2012	10,039	402	3,737	(5,201)	569	(577)	14,747	(16,219)
2013	8,111	336	4,113	(5,583)	454	(475)	13,014	(14,506)
2014	7,335	251	3,823	(5,152)	572	(575)	11,981	(13,313)
2015	9,112	252	4,145	(5,395)	477	(486)	13,986	(15,245)
2016	6,796	306	4,346	(5,544)	512	(512)	11,960	(13,158)
2017	5,798	241	4,216	(5,357)	422	(422)	10,677	(11,818)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準

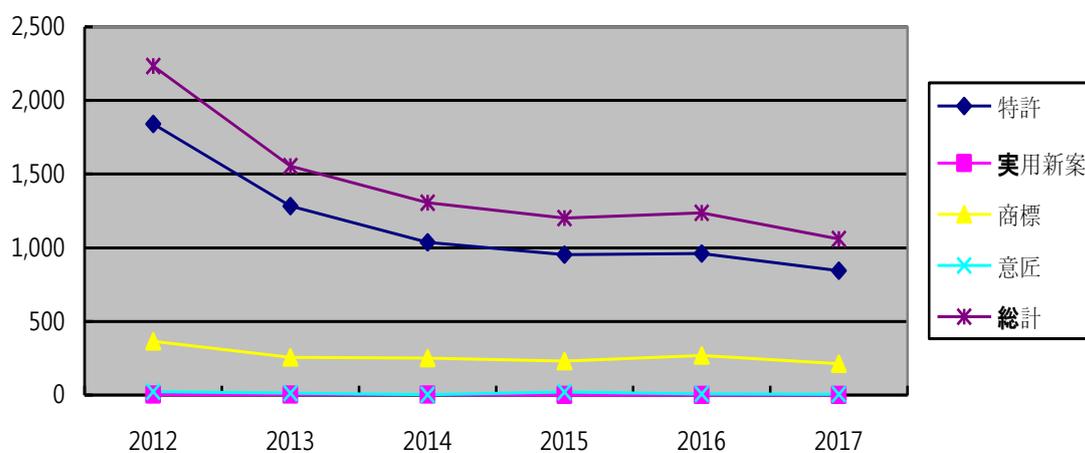


※ 件数基準

2) 日本審判統計

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2012	1,842	3	366	23	2,234
2013	1,283	2	256	13	1,554
2014	1,036	2	252	3	1,305
2015	953	0	230	20	1,203
2016	961	0	269	8	1,352
2017	844	0	212	5	1,061

※ 件数基準



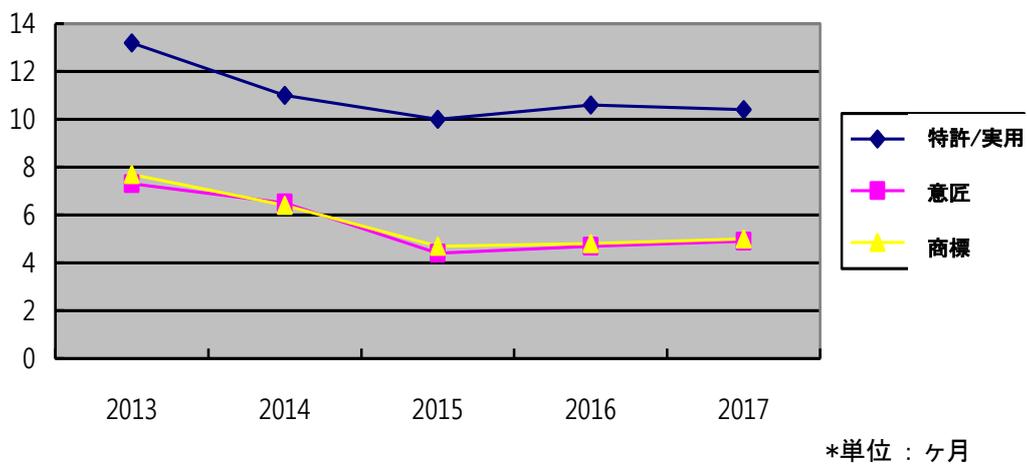
※ 件数基準

4. 審査処理期間

区分	2013	2014	2015	2016	2017
特許/実用新案	13.2	11.0	10.0	10.6	10.4
意匠	7.3	6.5	4.4	4.7	4.9
商標	7.7	6.4	4.7	4.8	5.0

*1次審査処理期間対象(件数基準)

*単位：ヶ月



5. 商標の異議申立統計

区分	2013	2014	2015	2016	2017
公告	74,674	88,161	99,705	98,922	107,033
異議申立	2,278	1,945	2,228	1,964	1,756
異議成立	923	1,303	748	858	892

※ 件数基準



件数基準

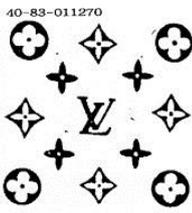
II. 直近1年間の注目判例等の紹介・解説

1. 被告の商標使用行為はパロディに該当しない

[基本情報]

ソウル中央地方法院 2018. 10. 4. 2016ガ合36473 不正競争行為禁止等

[事件の概要]

被告：A社	原告：ルイヴィトン マルティエ
	
クッション化粧品、クッション化粧品を入れる袋等	第25類 ハンドバッグ他多数
本件使用標章	引用商標

化粧品会社A社がアメリカかばん製造販売会社である My other bag, Inc (以下‘マイアザーバッグ’とする)と協業契約を結び、本件のクッション化粧品を上市したのに対し、原告が不正競争行為禁止請求訴訟を請求した。

ご参考までに、マイアザーバッグが販売している、一方の面に‘My Other Bag’の文字をプリントし、他の一方の面にはルイヴィトン等の名品バッグのイラストを付着したキャンバスバッグに対し、アメリカ連邦大法院は‘商標のパロディ’に該当し、不正競争行為ではないと判断しました。



[マイアザーバッグの例]

[判断の要旨]

法院は本件使用標章が原告の引用商標の識別力を損傷させる不正競争行為に該当すると判断した。法院の判断を具体的にみると次の通り。

1) 引用商標の識別力または名声を損傷させる行為に該当する理由

i) 不競法第2条第1号ハ目の‘識別力の損傷’とは、商品や営業を識別し、その出所を表示する著名商標の機能を減少させることを意味する。

ii) 被告が‘皮脂をとらえる水分クッション、ルイヴィトンバッグを手にする喜び’という広告文句を使用していることから、引用商標の有名性に便乗しようとする被告の意図を推測することができる。

iii) 市中に普通に流通している本件使用標章製品に、引用商標が使用される場合、引用商標の名品イメージが毀損され、需要者が引用商標製品の購入を回避又はためらうようになることは容易に察することができる。

2) 本件使用標章がパロディでない理由

i) 商標のパロディは、有名商標の単純な模倣ではなく、その内容や形態を変形させることで、その商標が有する主題やイメージを揶揄、風刺することをいう。

商標のパロディが有名商標を風刺し、笑いと諧謔をもたらすことにある場合には、表現の自由により保護されなければならない。しかし、商標のパロディが原商標の名声や識別力を損傷させる場合には許容することはできない。

ii) 被告は本件使用標章の製品広告で‘ルイヴィトンバッグを手にする喜び’という文句を使用し、原告の引用商標又は商号を直接引用していることから、原告の名品イメージを利用していることが推測される。

iii) ブランド‘My Other Bag’は国内での認知度が低い。また、韓国消費者の英語水準を考慮するとき、‘My Other Bag’は‘私の他のバッグ’という意味を有するに過ぎず、被告が主張するようなパロディとして意味を伝えてはいない。

iv) マイアザーバッグ製品の場合、一方の面に‘My Other Bag’がプリントされ、もう一方の面に名品かばんのイラストが付着されているのでパロディの意図が明らかである。しか

し、本件使用標章製品には、‘My Other Bag’ とかばんのイラストが同じ面にあり、揶揄の意図が明らかでない。

従って、本件使用標章は商標のパロディとはいえない。

[本判決に対するコメント]

本判決は被告の商標使用行為がパロディに該当しないことを具体的な基準にもとづいて判断している点で意味があります。

米国でマイアザーバッグの販売している ‘My Other Bag’ の場合、‘商標のパロディ’ に該当すると判断しました。

しかし、マイアザーバッグの認知度が韓国ではそれほど高くなく、韓国人の英語能力に照らしてみると、被告製品から風刺又は揶揄の意図を読み取ることは容易でないと思われず。むしろ、被告が広告文句に原告の商号又は商標を使用することで、原告標識の名声に便乗しようとしたのではないかと思われず。このような点で、商標のパロディ的使用を認めず、不正競争行為として判断した本判決は妥当なものと考えます。

本判決にもとづいてみると、商標のパロディが認められるためには、パロディされた商標が著名な原商標を連想させるとしても、原商標とは異なる創意性を有していなければならない、特に広告等で原商標とは明確に区分されるコンセプトを提示し、原商標の名声に便乗するかのような試みをしないことが望ましいと思われず。

また、被告は本判決に不服して2審に訴訟を提起しました。2審ではどのような判決が下されるか興味深いところです。

2. 権利範囲確認審判における商標類否の判断時には、該当商品に関する‘当事者の具体的な取引実情’までを考慮しなければならない

[基本情報]

2018. 5. 18. 2018ホ1622 権利範囲確認(商)

[事件の概要]

		
原告の登録商標	被告の確認対象商標	

原告と被告はそれぞれ‘Saboo’と‘sobia’商標を付した石けんを販売してきた。原告が被告に自身の商標権を侵害したと主張すると、被告は自分の使用商標は原告の登録商標とは非類似で、その権利範囲に属さないとして消極的権利範囲確認審判を請求した。

これに対し特許審判院が、被告の確認対象商標は原告の登録商標とその呼称、外観等において非類似なので、原告の登録商標の権利範囲に属さないという審決(2017当3328)をくだしたところ、原告はこれに不服した。

[判断の要旨]

該当商品に関する‘当事者の具体的な取引実情又は実際の使用態様’を総合的に考慮すると、確認対象商標は登録商標と類似するので、登録商標の権利範囲に属す。 法院の判断を具体的にみると次の通り。

i) 商標権の権利範囲確認審判制度は、確認対象商標が登録商標権を侵害しているかどうか予め確認することで、紛争を予防し登録商標権侵害に対する迅速な救済を図ろうとするところにその趣旨がある。

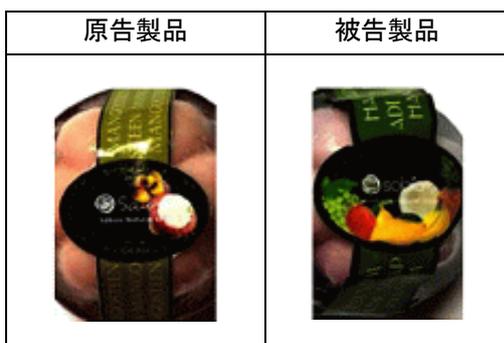
従って、商標権権利範囲確認審判における商標の類否判断時には、商標権侵害訴訟のように該当商品に関する一般的取引実情の他に、当事者の具体的な取引実情までを考慮することが

原則であるとまではいえないとしても、該当商品に関する‘当事者の具体的な取引実情又は実際の使用態様’を総合的に考慮しなければならないとしている。

ii) 両商標をみると、いずれも5個の文字からなっているだけでなく、離隔的に観察したときに区別が難しく、全体的に類似すると直観的に認識可能である。

iii) 被告は多様な果実形状の人体用石けんに確認対象商標を使用していた点で、原告の使用態様による人体用石けんと共通している。また、多様な果実形状の模様においても原・被告製品はほとんど差がない。

被告の製品に帯が巻かれており、帯の上下の縁部分が黒く、その中の緑色の面に3列の英文字が白い大文字で配されている点においても、原告の製品と差がない。



[本判決に対するコメント]

商標の類否判断は、一般的出所の混同の有無にもとづいて判断するのが原則ですが、最近の判例は具体的な出所混同の有無を積極的に考慮する傾向をみせています。このように商標の類否は商標法の各規定の趣旨にそって弾力的に解釈されなければなりません。

権利範囲確認審判にて具体的な取引実情を考慮できない場合、商標権侵害訴訟と権利範囲確認審判における標章の類否に対する判断が互いに異なりえるので、迅速な権利救済を図ろうとする制度の趣旨を生かすことができなくなります。このような点において、本判決は該当商品に関する具体的な取引実情又は使用態様までを総合的に判断した点で望ましいものと思われれます。

III. 最近1年間の知的財産法における変動事項

1. トレードドレスとアイデアも不競法により保護される

2018年7月からトレードドレスとアイデアが改正不正競争防止法により保護されるようになりました。

改正前の不正競争防止法にもトレードドレス保護に適用余地がある規定がありました。即ち、不競法第2条第1号ヌ目は、‘その他他人の相当な努力で作られた成果等を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自身の営業のために無断で使用することで、他人の経済的利益を侵害する行為’を不正競争行為と規定し、日本の最高裁判所に該当する韓国大法院にて、他人のトレードドレスを侵害した行為がこの規定に該当すると判断したことがあります(2016年9月21日大法院2016ダ229058判決)。

しかし、この規定は補充的一般条項として、特別な事情が認められる場合に限り制限的に適用されたため、どのような場合にこの条項が適用されるのかを予見することは容易ではありませんでした。

そのため、今度の改正法では、トレードドレスは不競法第2条第1号(ロ)、(ハ)目の営業出所表示に該当するので同規定によりトレードドレスを保護できることを明らかにしました。但し、同規定により保護されるためには、トレードドレスが国内に広く認識されていなければならない、この点に関しては正当な権利者がこれを立証するようにしています。

また、これまで論議されてきた技術とアイデアの奪取行為については、新しい不正競争行為として(ヌ)目を新設して配置しました。その代わりにこれまでの(ヌ)目は(ル)目に移され、依然として補充的一般条項の機能を遂行するようにしました。

新設された(ヌ)目は、‘事業提案、入札、公募等、取引交渉過程にて経済的価値を有する他人の技術的又は営業上のアイデアを、その提供目的に違反して不正な目的で使用する行為’を不正競争行為として規定しました。

(ヌ)目は、交渉力不足により中小企業、ベンチャー企業又は開発者等がアイデアを奪取されることを保護するため、事業提案、入札、公募等を特定することで、不正競争行為に対する予見可能性を高めた点で、大きな意味があると考えます。

ご参考までに韓国不競法上、不正競争行為は立法初期には出所の混同行為のみを含んでいましたが、稀釈化、サイバースクワッティング、商品形態模倣行為と次第にその範囲が拡張されてきました。今回の改正では、トレードドレスの保護とアイデアの奪取行為までが含まれるようになりました。トレードドレスの侵害に対しては民事的救済及び刑事上の制裁のいずれも許容されますが、アイデアの奪取行為は是正勧告と民事的救済のみが認められるようにしています。また、民事的救済のみ認められていた商品形態(未登録デザイン)模倣行為は、2017年7月18日から刑事処罰対象に含まれるようになりました。

2. 特許・営業秘密 ‘故意侵害’ 損害額の ‘最大3倍’ の賠償

2019年6月から、他人の特許権及び営業秘密を故意に侵害した場合、損害額の最大3倍まで賠償責任を負う懲罰的損害賠償制度が導入されます。

韓国特許庁は、特許及び営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度等を主要内容とする‘特許法’及び‘不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律’の一部改正案が、2018年12月7日、国会本会議を通過したと明らかにしました。

特許庁が分析した資料によれば、韓国特許侵害訴訟における損害賠償額の平均額は6000万ウォン程度(約600万円)で、アメリカの損害賠償額平均額である65億7000万ウォン(約6億5000万円)に比べあまりに低いことが分かりました。

さらに、特許侵害により得た利得の方が被害賠償するよりも大きいという認識が形成されているだけでなく、訴訟に勝っても被害企業に対する十分な補償がなされていないため、訴訟を放棄することが多くなり、知識財産侵害の悪循環が継続している状況でした。2018年9月の‘中小企業中央会’の調査結果によれば、中小企業技術奪取予防のための最優先政策として、応答者の約45%が懲罰的損害賠償制度を選択したことがあります。

本改正法によれば、特許権・専用実施権及び営業秘密の侵害行為が故意的なものと認められる場合、損害として認定された金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることが可能になります。そして、侵害行為の故意性の有無及び賠償額の判断のため法院は、△侵害者の優越的地位の有無、△故意の程度、△被害規模、△侵害により得た経済的利益、△侵害行為の期間及び回数、△罰金、△財産状態、△被害救済努力の程度等の事項を考慮するようにしています。

また、侵害当事者に自身の実施に対する具体的な理由や行為を提示するようにすることで、特許権者等の立証責任を緩和しました。

今回の法改正により、知識財産権に対する保護が一層強化されることが期待されます。このような点で韓国特許庁長は、「今回の法改正により知識財産保護が強化されることで、中小企業の技術奪取行為の根絶に大きく寄与できるはず」と明らかにしました。

しかし、保護領域が不明確な営業秘密も懲罰賠償の対象とすることが、後発企業の正当な産業技術の利用を妨げる方便になりえる点で、中小ベンチャー企業の知的財産権活用の側面において萎縮要因となるおそれがあるという視角もあります。このような点において、今後韓国法院の懲罰的損害賠償要件に対する審理は慎重かつ緻密なものでなければならず、損害賠償金額の算定も法官の自由裁量よりは、さらに合理的な基準が提示されなければならないと考えます。

最後に、本改正法は特許法と営業秘密に限定されていますが、韓国特許庁は今後、商標法、意匠法等の知識財産法全般への拡大を推進しているとのことでした。

3. 特許法院内に国際裁判部設置

2018年6月から特許法院(大田)とソウル中央地方法院に国際裁判部が設置、運営されています。

これによれば、訴訟当事者の同意がある場合、事件が国際裁判部に付されることになり、国際裁判部では外国語書面及び証拠提出、外国語での弁論陳述及び証人審問が可能です。但し、判決文は韓国語で宣告された後に法院にて両当事者に翻訳を提供するようにしています。

特許法院における国際裁判申請第1号は、オーストラリア鉄鋼企業である‘Blue Scope Steel’が発明した、金属コーティングされた鋼鉄ストリップの進歩性をめぐる拒絶決定取消訴訟の件でした。特許法院の関係者は「弁論期日に2名の専門家に対する証人尋問がなされ、外国人の証人に対する証人尋問は大部分英語でなされた」とし、「同時通訳が提供され裁判進行の効率を高めた」と語りました。

国際裁判部は翻訳文を別途提出する必要がない点で、外国人が当事者の事件にて費用及び時間的な節減効果があります。現在のところ英語のみを対象としていますが、今後は他言語も可能になるのではないかと考えられます。

4. 韓国特許庁、電子登録証発給サービス開始

韓国特許庁は、2018年7月から電子登録証発給サービスを始めました。

電子登録証は携帯電話等に簡単に保存して必要なときにいつでもプリントアウトできるので、書面登録証の短所を解消できるものと思われます。但し、既存の書面登録証の発給断絶にともなう国民の不便を最小化するために、電子登録証発給サービスと書面登録証発給サービスを並行させています。

また、特許庁は全ての登録証にQRコードを挿入することで、権利者が別途の認証又はログイン手続を経ずとも、該当権利の権利者情報、年次登録料の納付状況、権利関係の法的状態等を簡単に実時間で確認できるように、登録証をより便利に改善しました。